

『災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料作成要領を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成30年2月13日

国土交通省 関東地方整備局

宇都宮国道事務所長

上原重賢

記

1. 協定の概要

- (1) 名称 災害応急対策業務に関する協定
(2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所の管理または工事中の道路施設等に、地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
(3) 内容 協定書及び協定区間は別紙一、2のとおり
(4) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
(3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 栃木県内又は茨城県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が栃木県内又は茨城県内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）
- (5) 災害協定の応募区間から30km以内に資機材置き場を所有すること。
- (6) 平成14年4月1日以降に、栃木県内又は茨城県内で元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれか1つの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同体については適用しない。））

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ工事の施工実績として認める。

- (7) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、当該工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

なお、（1）から（7）に掲げる項目により技術審査を行う。

技術審査における審査項目は次のとおりとする。

- (1) 災害応急復旧協定又は契約の締結状況（他の行政機関も含む）
- (2) 災害時に使用する資機材の保有及び手配状況
- (3) 災害出動要請時の人員配置状況及び技術力
- (4) 前記2. (6) における施工実績
- (5) 建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定
- (6) 社会保険等の加入状況
- (7) 協定締結区間の希望

4. 協定締結の選定に関する事項

協定締結者の選定方法は次のとおりとする。

- (1) 協定締結者の選定は各区間ごとに第一希望区間応募者の中から評価点上位の3者とし、提出された技術資料を基に選定するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とするので注意されたい。
- (2) 協定締結希望者が3者に満たない区間が生じた場合は、第1希望区間の選定から外れた者の中で、当該区間を第2希望とする者から評価点上位順に選定するものとする。
- (3) 上記(1)、(2)によっても、協定締結者が3者に満たない区間が生じた場合は、前記3.(2)『災害時に使用する資機材の保有及び手配状況』、ならびに、前記3.(3)『災害出動要請時の人員配置状況及び技術力』の内容を勘案し、複数区間を担当してもらう場合もある。この場合は別途協議して決定するものとする。
- (4) 上記(1)から(3)における技術資料及び技術審査の各項目、ならびに審査項目についての詳細は技術資料作成要領による。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504

関東地方整備局 宇都宮国道事務所 管理第二課

TEL 028-639-5256 (管理第二課直通)

FAX 028-638-2873 (管理第二課)

電子メール ktr-ukoku-kanri2@mlit.go.jp

(2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

・交付期間 平成30年2月13日（火）から平成30年3月6日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。

・交付場所及び方法

交付希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連絡すること。郵送による場合は、（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、交付希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

電子メールによる交付を希望する場合は、交付希望者の連絡先（メールアドレスを含む）を記載した書面を、上記（1）に電送すること。（電送の着信を確認すること。）

(3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

・受付期間 平成30年2月13日（火）から平成30年3月6日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分

まで。

- ・提出場所 上記（1）と同じ。
- ・提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、並びに託送（書留郵便と同等のものに限る）、若しくは電子メール（電子メールの場合には着信を確認すること。）による。
詳細は、技術資料作成要領による。

（4） 協定締結者への通知

- ・通知方法 協定締結者へは郵送により書面をもって通知する。
- ・選定通知 平成30年 3月16日（金）（発送予定）

6. その他

- （1） 本協定は、関東地方整備局の総合評価落札方式により、地域貢献度（災害協定の有無）を求める発注工事において、「宇都宮国道事務所（国の機関）と締結した災害協定」として取扱う。
- （2） 前記2.（6）の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港を除く）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合は、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。